

令和4年度補正
再生可能エネルギー導入拡大に資する
分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金
(系統用蓄電システム・水電解装置導入支援事業)

公 募 要 領

2023年1月31日

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）と大日本印刷株式会社（以下「DNP」という。）の二者により構成され、SIIを幹事社とする令和4年度補正D E R 導入支援事業共同事業体（以下「本事業体」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、本事業体としても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」及び本事業体が定める「再生可能エネルギー導入拡大に資する分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、本事業体として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を本事業体に返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、本事業体から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ 本事業体から補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。
- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について本事業体の承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。
なお、本事業体は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいう。（以下同じ）
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいいます。
- ⑧ 補助事業に係る資料（申請書類、本事業体発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ 本事業体は、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。

令和4年度補正D E R 導入支援事業共同体
代表幹事 SII

目 次

1. 事業概要	4～14
1-1 事業の目的	4
1-2 事業名称	4
1-3 事業規模	4
1-4 補助対象となる事業	4～5
1-5 補助対象事業者	5～6
1-6 補助対象設備	7～8
1-7 補助対象経費	9～10
1-8 申請単位	11
1-9 補助率・補助上限額	11
1-10 補助事業期間	12
1-11 公募期間	12
補足1 共同申請について	13
補足2 利益等排除について	13
補足3 補助対象範囲の例	14
2. 事業の実施	16～20
2-1 事業全体のスケジュール	16
2-2 交付の申請について	17
2-3 審査及び交付の決定について	17
2-4 採択結果の公表について	17
2-5 採択事業者への連絡について	17
2-6 補助事業の開始について	18
2-7 補助事業の計画変更等について	18
2-8 中間検査	18
2-9 補助事業の完了について	18
2-10 実績報告及び額の確定について	19
2-11 補助金の支払いについて	19
2-12 取得財産等の管理等について	19
2-13 補助対象設備の活用及び報告について	19
2-14 罰則・加算金等について	20
2-15 暴力団排除について	20
3. 審査	22～26
3-1 審査方法	22
3-2 審査項目	22～26
4. 申請方法	28～32
4-1 提出期限	28
4-2 申請の流れ	28
4-3 提出書類一覧	29～30
4-4 提出先	31
5. 交付規程（抜粋）	33～35
6. 個人情報の取扱いについて	37～38

1.事業概要

1. 事業概要

1-1 事業の目的

2050年のカーボンニュートラル、2030年のエネルギーミックス達成に向けては、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の最大限の導入・活用が必要不可欠である。再エネの導入が全国に比して先行している北海道や九州といった地域では、太陽光や風力等変動再エネのシェアが全需要の7割以上となる断面も出てきており、限られた火力電源を調整力として活用して需給調整を行っている。今後、再エネの更なる活用や導入拡大に向けては、余剰となる再エネの有効活用や再エネの変動を調整する調整力の確保が喫緊の課題となる。こういった中で、電力系統に直接連系する大型の蓄電池や、水素製造を行う水電解装置を通じて、余剰再エネの吸収や調整力の供出に活用することが期待されている。

そこで令和4年度補正予算「再生可能エネルギー導入拡大に資する分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金（系統用蓄電システム・水電解装置導入支援事業）」（以下、「本事業」という。）では、各種電力市場での取引等を通じて余剰再エネの吸収や調整力の供出が可能な系統用蓄電池（電力系統に直接接続する大規模蓄電池。同様の活用をする需要側設置蓄電池を含む。一般送配電事業者の変電所や、発電事業者等の発電所への併設を除く。）や水電解装置のリソースの導入を支援することで、再エネポテンシャルを最大限引き出し、利活用するための環境整備を図る。

1-2 事業名称

令和4年度補正 再生可能エネルギー導入拡大に資する分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金
（系統用蓄電システム・水電解装置導入支援事業）

1-3 事業規模

「電力需給ひっ迫等に活用可能な家庭・業務産業用蓄電システム導入支援事業」、「系統用蓄電システム・水電解装置導入支援事業」及び「電力需給ひっ迫等に対応するデマンド・レスポンスの拡大に向けたIoT化推進事業」の合計250億円の内、170億円程度。

※各事業の執行状況によっては、事業間で予算の流用を行う場合がある。

1-4 補助対象となる事業

日本国内において、太陽光・風力等変動再エネのさらなる導入加速化のため、各種電力市場等（※1）を通じ調整力等を供出する下記1）～2）いずれかの設備を新規で導入する事業を補助対象事業（以下、「補助事業」という。）とする。

1) 蓄電システム

下記①～②をすべて満たす蓄電システムであること。

①電力系統に直接接続（※2）（※3）する設備であること。

②各種電力市場での取引等（例えば電力系統内に余剰電力の発生が見込まれる際は充電し、電力が不足する際は放電する、または電力系統への調整力等を供給する等）を通じ、再エネの有効活用や普及拡大、電力バランスの改善に寄与する蓄電システムであること。

2) 水電解装置

電力系統内に余剰電力の発生が見込まれる際に、当該余剰電力を吸収し水素製造に活用したり、水電解装置の出力調整によってデマンドレスポンスを通じて各種電力市場に調整力等を供出すること等で、再エネの有効活用や普及拡大、電力バランスの改善に寄与することが期待できる水電解装置であること。

※ 1 調整力等を供出する各種電力市場等について、想定される取引（全ての市場等の取引が必須ではない）を下記に記載する。

なお補助金の交付の目的に合致したものであって、下記に記載されていない取引等での活用が見込まれる場合は、交付申請時（補助事業完了後は当該取引等の前）にSIIに示し指示を仰ぐこと。

・卸電力市場

電力量（kWh）の取引市場。発電事業者は主に「スポット市場」「時間前市場」において入札に参加。

・需給調整市場

調整力（周波数調整や予備力）の取引市場。速い一次調整力から三次調整力等の商品が存在。

・容量市場

発電することができる能力（kW）を取引する市場。ほかの取引とも併用が可能。

・相対契約

市場の商品を通じた取引以外に、個社毎に個別に契約・供出等されるもの。

※ 2 需要側設置蓄電池の内、デマンドリスポンス等を通じて調整力等を提供する蓄電システムも含める。またその場合であっても、需要側に設置されている再エネ等の発電設備からの逆潮流により事実上発電所として機能している場所での、当該発電設備に付随して接続される蓄電システムは補助対象外とする。

※ 3 特定の発電設備に付随し電力系統に接続される蓄電システムは補助対象外とする。

1-5 補助対象事業者

下記 1) ～ 10) の要件を全て満たす事業者を補助対象事業者（以下、「補助事業者」という。）とする。

1) 日本国内において事業活動を営んでいる法人であること。

※「1-1 事業の目的」に基づき、一般送配電事業者は補助対象外とする。

2) 補助事業により導入する補助対象設備の所有者（※4）及び使用者（※5）であること。

なおリース又はエネルギーサービス事業等により補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合は、設備の所有者が主の申請者（採択後の補助事業者）、設備の使用者は共同申請者として、2者共同で申請を行うこと。

⇒詳細はP. 13「補足 1 共同申請について」を参照のこと。

※ 4 所有者とは、補助対象設備を法人として所持し固定資産として登録する事業者をいう。なお共同購入等、特殊な資産登録を予定している申請の場合は、事前にSIIに相談し指示を仰ぐこと。

※ 5 使用者とは、補助対象設備を運転、稼働させることにより各種電力市場での取引等の活用を主体で行う事業者をいう。なお当該使用者から補助対象設備の実運転を委託され運転・保守等を主として実施する事業者は含まれない。

注) その他、補助対象設備を自社で活用する予定のない（特定目的会社へ譲渡を予定している等）事業者等は、事前にSIIに相談し指示を仰ぐこと。

- 3) 補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
※ 特別目的会社（SPC）の場合は、主たる出資者や出資表明者等による、補助事業の履行に係る確約書の提出が必要。
- 4) 系統連系協議状況等の確認等のため、交付申請等の際に提出する情報を、国及び当該地域の一般送配電事業者に提供することに同意できる者であること。
- 5) 導入する蓄電システム又は水電解装置に関する下記基本スペック（カタログ値）に関して、実績報告時までにSIIに提出できる者であること。
- ・蓄電システム：蓄電池の電池材料（正負極材）、蓄電池容量劣化データ（想定使用期間・保証期間等を通じたデータ）、システム充放電効率(PCS AC端にて評価)、充放電サイクル数（劣化データに関しては性能を鑑み可能な年数で提出すること）
 - ・水電解装置：エネルギー消費量（kWh/Nm³）、スタック劣化率※（%/1000h）、スタック電流密度（A/cm²）
※劣化率とは、0.125%/1000hの場合は、年間8,000時間稼働として10年間で消費エネルギーが10%増加することを意味する。
- 6) 本事業の実施及びその後の各種電力市場等への調整力等の供出に関して、法令、規程、その他各種セキュリティガイドライン等に基づいた適切な対策等を実施できる者であること。
- 7) 各種市場等を通じて調整力等の供出等を開始した日（水電解装置は設備の運用開始した日）から3年間（3年目は最終日の属する年度末まで）、補助対象設備の運用データ及びSIIが別途指示する活用状況報告書を国又はSIIに提出できる者であること。
※補助対象設備の取引データ等の提供に関して、最大限協力できる者であること。
※当該データ等を各種制度設計の検討のために国及びSII、又は秘密保持契約を締結した分析機関等が利活用することに同意できる者であること。
- 8) 系統連系時において最新の、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」、「系統連系規程」、「系統連系技術要件（託送供給等約款別冊）」等で要求されている事項を満たしていることが確認できる者であること。
- 9) 本補助事業により取得した補助対象設備を、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効果的活用を図る者であること。
- 10) 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
※ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者からの申請は受け付けない。

1. 事業概要

1-6 補助対象設備

下記1)又は2)いずれかの設備であること。

1) 蓄電システム

下記①～⑤の要件を全て満たす蓄電システムであること。

① 本事業の実施のために新規（※6）に導入される蓄電システムであること。

※6 電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システムも含む。

② 電力系統側への定格出力が1,000kW以上（※7）の設備であること。

※7 電力系統側への定格出力が1,000kW未満であっても、電力系統からの引込線が同一の場所で複数の蓄電システムを新規に設置する場合であり、当該複数設備の電力系統側への定格出力合計が1,000kW以上である場合、補助対象とする。

③ 蓄電池種別毎に下記要求事項を全て満たす設備であること。

《全ての電池種共通事項》

防護および保護装置：システムに合わせた火災検知システム、火災警報器、消火設備の計画・設置及び消防法等にて要求される事項の準拠

使用上の情報：システムに合わせた危険表示や安全表示、立ち入り禁止区画の表示等及び安全設計を行うことに加え、関係者の機能へのアクセスや教育訓練の機会の確保

《リチウムイオンのみ》

類焼に関する安全設計：耐類焼性を有していることの証明書等（※8）の提出

※8 JIS C 8715-2、IEC62619等の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料（温度プロファイル、試験時の写真等）を提出すること（モジュール以上）。なお電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、JETリユース電池認証等の第三者機関による証明書等により当該蓄電システムの類焼に関する安全設計を証明すること。また提出時期等不明点に関しては事前にSIIに連絡し、指示を仰ぐこと。

《NASのみ》

類焼に関する安全設計：火災安全性能に対する第三者評価通知書等の提出

④ 採用予定の蓄電システムのBMSのメーカー等について、過去5年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準等に反していないこと、その他の開発供給の適切性が確保されていること。

⑤ その他消防法等の各種法令等に準拠した設備であること。

なお国内外に設置された定置用大型蓄電システムにおいて、過去に「発煙・発火」に類する事故を起こしたメーカーの蓄電池モジュールを組み込んだ蓄電システムの導入を予定している場合は、当該蓄電池モジュールメーカーより事故の原因と対策を示した資料を取得し、原則交付申請時に提出すること。

※不明点等ある場合、交付申請時にSIIに相談すること。

<事故の例>

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/battery_strategy/0001/03.pdf

2) 水電解装置

下記①～⑤の要件を全て満たす水電解装置であること。

① 本事業の実施のために新規に導入される水電解装置であること。

② 水を電気で分解して水素を製造する装置であること。

③ 定格消費電力が1,000kW以上（※9）の設備であること。

※9 定格消費電力が1,000kW未満であっても、電力系統からの引込線が同一の場所で複数の水電解装置を新規で設置する場合であって、当該複数設備の定格消費電力合計が1,000kW以上である場合、補助対象とする。

④ 本補助事業で導入しようとする水電解装置は、過去、C級事故相当以上の水電解装置に係る事故事例の無い企業が製造する装置であること。ただし、事故の原因が検証され、対策を講じたことが分かる資料等の提出により、事故原因が改善された装置であることをSIIに説明できる場合はこの限りではない。

※事故の分類については、「高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領(平成30年12月21日付け20181217保局第1号)」を参照。

参考：事故事例データベース（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/jikoboushi/database.html

⑤ その他各種法令等に準拠した設備であること。

※SIIは審査/検査を行う上で、追加の提出書類を求める場合がある。申請者/補助事業者は求めに応じて設計図書(詳細図面、強度計算書、ミルシート、検査記録等)を迅速に提出することができるよう準備しておくこと。

1-7 補助対象経費

補助対象経費は、下記の通りとする。

⇒P. 14「補足3 補助対象範囲の例」も合わせて参照のこと。

区分	内容		備考
設計費	本事業の実施に必要な実施設計に要する必要最低限の経費		<p>■ 実施設計に要する設計費。</p> <p>※ 基本設計費は補助対象外とする。</p>
設備費	蓄電システム	本事業の実施に必要な蓄電システムの購入、製造等に要する必要最低限の経費	<p>■ 蓄電システムを構成する下記の設備費。</p> <p>① 蓄電池部（リチウムイオン・N A S・レドックスフロー・鉛等） ※ 電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システムも含む。</p> <p>② 蓄電池部制御部分（B M S等）</p> <p>③ 電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）</p> <p>④ 蓄電システム制御装置（計測・表示装置等、蓄電システムの付属設備であり、必要不可欠なもの）</p> <p>⑤ 付帯設備（空調設備、筐体、分電盤等） ※ 筐体は、蓄電池部、蓄電池部制御部分、電力変換装置、蓄電システム制御装置、計測・表示装置のいずれか又は複数を受納するコンテナ等に限る。 ※ 空調設備は、蓄電システムの専用であり、かつ稼働に必要不可欠なものに限る。</p> <p>⑥ その他蓄電システムに必要不可欠なもの</p>
	水電解装置	本事業の実施に必要な水電解装置の購入、製造等に要する必要最低限の経費	<p>■ 水電解装置を構成する下記の設備費。</p> <p>① 水電解装置部</p> <p>② 電力変換装置（整流器等）</p> <p>③ 水素発生システム制御装置（計測・表示装置等、水電解装置の付属設備であり、必要不可欠なもの）</p> <p>④ 付帯設備（純水発生装置・純水タンク等の前処理設備、気液分離装置・製品除湿装置等の後処理設備、空調設備、筐体、分電盤等） ※ 空調設備は、水電解装置の専用であり、かつ稼働に必要不可欠なものに限る。</p> <p>⑤ その他水電解装置に必要不可欠なもの</p>
工事費	本事業の実施に必要な工事に要する必要最低限の経費		<p>■ 補助対象設備の設置に要する工事費。</p> <p>※ 機械基礎については、必要最低限の工事のみを補助対象とする。</p> <p>※ 土地造成、整地及びフェンス工事は、原則補助対象外とするが、法令で定められている必要不可欠な工事は補助対象とする。</p> <p>※ 補助対象となる工事費は、補助対象外設備の設置に必要な工事費と仕分けが可能な場合に限る。</p>

※ 申請にあたって、不明な点は事前にSII相談をすること。

※ 補助対象経費の留意点

- 補助対象外設備（系統受変電設備、需要設備等）に関わる費用は補助対象外とする。また補助対象外設備との共用設備に関しては費用按分後、補助対象設備分のみを補助対象とする。
- 昇圧変圧器、主変圧器等の受変電設備、保護継電器、開閉器等所内設備及び連系工事に関わる上記費用は補助対象外とする。なお筐体内に当該機器が含まれた設備等の場合、事前にSIIに相談し指示を仰ぐこと。
- 消費税は補助対象外とする。
- 金融機関に対する振込手数料は、補助対象外とする。但し、振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することができる。
- 自社からの調達がある場合は、利益相当分を補助対象経費から排除すること。
⇒詳細はP.13「補足2 利益等排除について」を参照のこと。
- 補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（補助金適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）を含めないこと（但し、法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明できるものを除く）。
- その他、補助対象経費で不明点がある場合、事前にSIIに相談すること。

1-8 申請単位

1 申請あたりの申請単位：電力系統からの引込線単位。

※ 同一の引込線内であっても、蓄電システムと水電解装置を同一場所に導入する場合は、事前にSIIに相談の上、原則申請を分けること。

※ 1社あたり（共同申請含む）の申請上限数は、各締切期間ごとに1件とする。本事業のためにSPCや合同会社を設立し、出資をする場合であっても出資比率に関わらず1件とみなす。

1-9 補助率・補助上限額

補助率及び補助上限額は、下記の通りとする。

区分		補助率	補助上限額 (1申請あたり)	
蓄電システム	① 下記の新型蓄電システム導入に関わる設計費・設備費・工事費 ・ 新規技術開発蓄電システム ^(※10) ・ 電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システム ^(※11)	1/2以内	25億円	
	上記以外の蓄電システム導入に関わる設計費・設備費・工事費	② 電力系統側への定格出力が1,000kW以上10,000kW未満	1/3以内	10億円
		③ 電力系統側への定格出力が10,000kW以上	1/2以内	25億円
水電解装置	設計費・設備費・工事費	2/3以内	20億円	

※10 バイポーラ型蓄電システム（鉛）等、新規技術により製造された蓄電システムを指す。その他該当と思われる新規技術開発蓄電システムの導入を検討する場合は、個別にSIIに相談すること。

※11 電動車の駆動用に製造された蓄電池モジュールであっても、未使用品（新品）のものを組み込んだ蓄電システムは含まれない。また1つの蓄電システム内に2次利用したもの（リユース部品）と未使用品を併用する場合は、それぞれの蓄電容量（kWh≪定格容量≫）を基に補助対象経費を按分する。併用を検討している事業については、交付申請時に想定される併用率を記載の上補助対象経費を按分すること。なお中間検査時及び実績報告時には実際の導入設備の併用率で按分すること（補助対象経費が増額となる事態が発生しても、補助額は交付決定金額を上限とする）。またリユース部品を使用した場合は、電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールが2次利用されたものであることを証明する証憑等が必要となることに留意すること。

1-10 補助事業期間

補助事業の開始日と完了日については、下記の通りとする。

・補助事業開始日

補助事業の開始日は、SIIが補助事業の交付を決定した日（交付決定日）以降とする。

※ 補助対象経費に係る発注・契約は、交付決定日以降に実施すること。

※ 原則として三者見積・競争入札によって、相手先を決定すること。三者見積・競争入札は公募開始から交付決定前の実施も可とする。

なお導入する設備の特性等の理由により三者見積・競争入札の実施が出来ない場合、合理的な理由がある場合に限り随意契約を認める場合がある。その場合事前にSIIに相談し指示を仰ぐこと。

・補助事業完了日

補助事業の完了日は、下記①～④を全て完了させた日とする。

- ① 一般送配電事業者との系統連系に係る契約の締結完了（蓄電システムのみ）。
- ② 補助対象設備の設置工事完了。
- ③ 補助対象設備の試運転の完了（検収完了）。（※12）
- ④ 補助対象経費の全額支出完了。

※12 試運転の内容等、不明点がある場合は事前にSIIに連絡の上、相談すること。

1-11 公募期間

2023年2月6日（月）～ 終了時期未定

交付申請は、上記公募期間において随時受付を行う。また公募期間中に締切を3回設け、各締切毎に審査及び交付決定を行う予定。

- | | |
|-----------------------------|------------|
| ・1次締切：2023年2月27日（月） 12：00必着 | 交付決定予定日：未定 |
| ・2次締切：未定 | 交付決定予定日：未定 |
| ・3次締切：未定 | 交付決定予定日：未定 |

※申請書類は、配送状況が確認できる手段で送付すること（持ち込みは不可）。

※各締切時点で予算額を超える申請があった場合は、SIIのホームページにて公表をする。

その場合の申請の取扱いについては、SIIのホームページを確認すること。

補足 1 共同申請について

補助対象設備の所有者と、その設備の使用者が異なる場合 (リース・エネルギーサービス事業等を利用する場合)

- リース・エネルギーサービス事業等を利用する場合は、所有者であるリース・エネルギーサービス事業等事業者等と、補助対象設備の使用者ととの共同申請を行うこと。
- リース・エネルギーサービス事業者等は、P.5 【1 - 5 補助対象事業者】の要件を満たす者であること。
- リース料・エネルギーサービス料等から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示したもの）を提示すること。
- リース期間は、処分制限期間（法定耐用年数）以上の年数とすること。

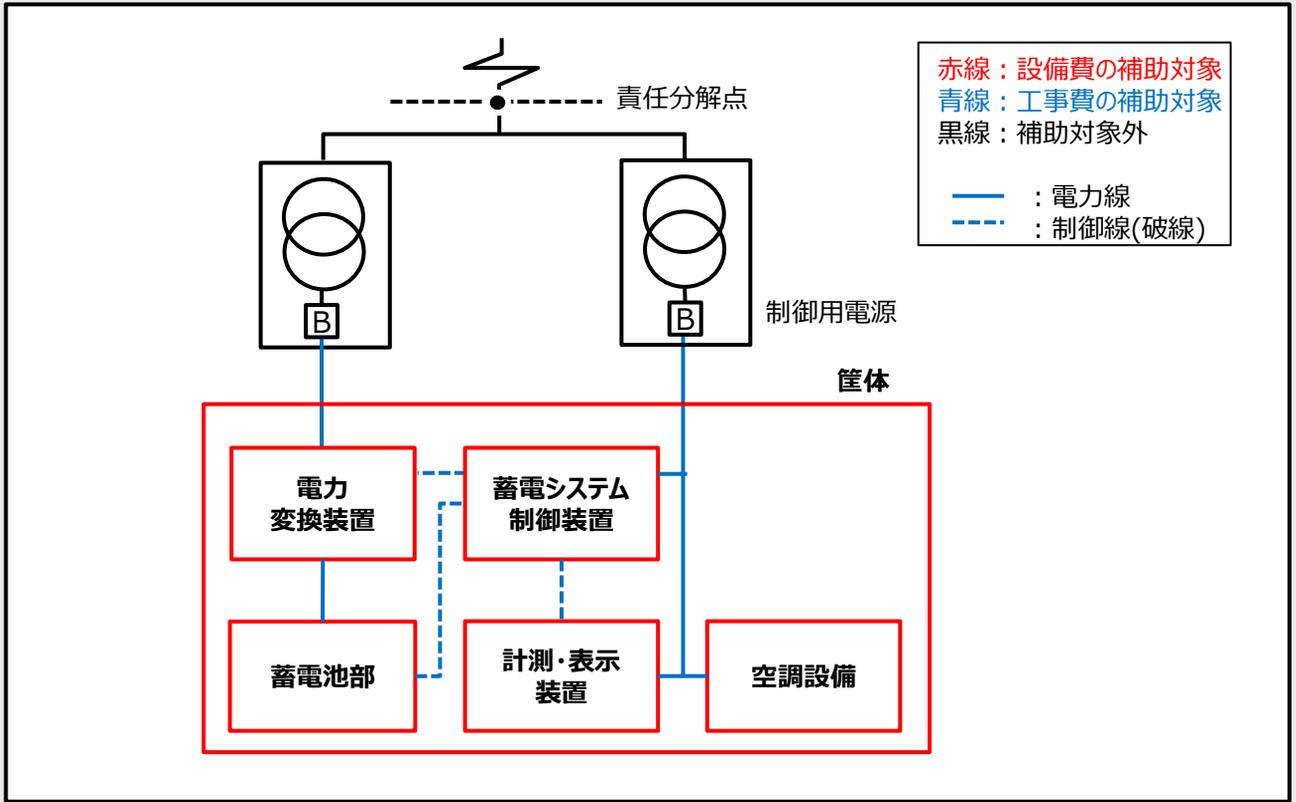
補足 2 利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）を補助対象経費に計上すること。

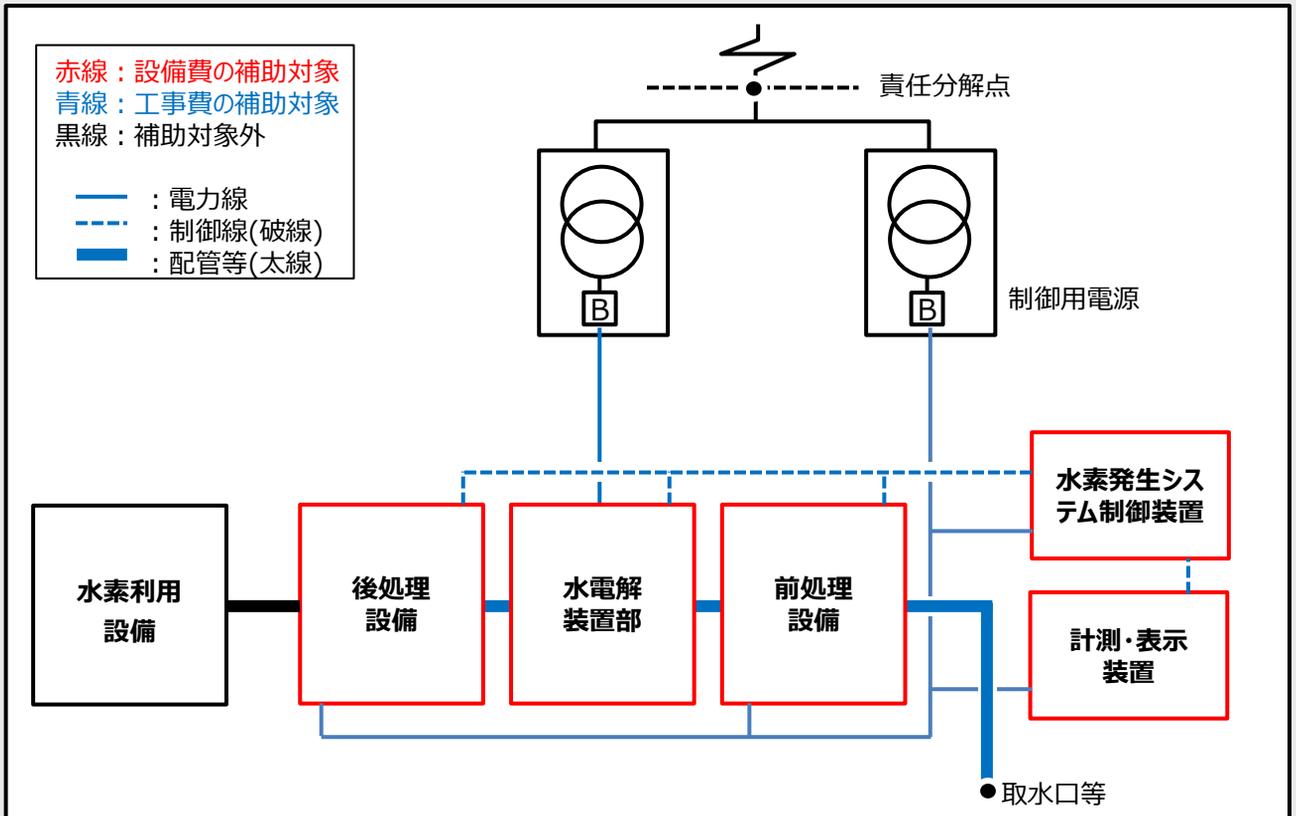
※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。

補足3 補助対象範囲の例

●蓄電システムの場合



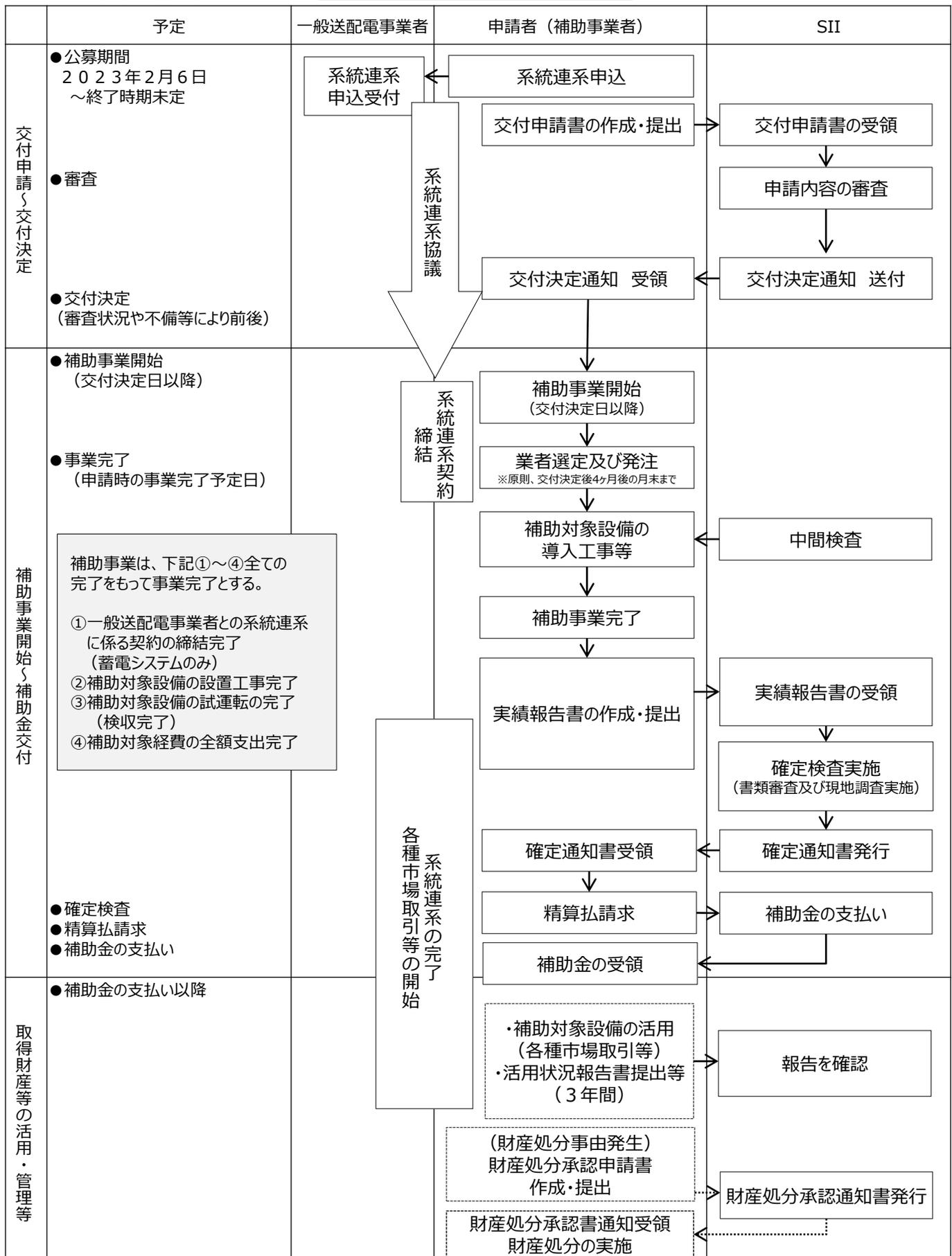
●水電解装置の場合



2.事業の実施

2. 事業の実施

2-1 事業全体のスケジュール ※下記は蓄電システムを導入する場合の例



2. 事業の実施

2-2 交付の申請について

申請者は、jGrants（<https://www.jgrants-portal.go.jp/>）を用いて申請を行うこと。

※事前にgBizIDプライムアカウントをgBizIDのWebサイト（<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>）にて登録する必要があります。

申請は、当該アカウントまたは当該アカウントに紐づくメンバーアカウントを用いてjGrants（<https://www.jgrants-portal.go.jp/>）にログインし、必要事項を入力して申請すること。また、SIIのホームページからダウンロードした申請書に必要な事項をすべて入力、添付して申請を行うこと。

申請者は、jGrantsの申請と並行し、申請書類一式を副本2冊を作成の上、1冊をSIIに提出し、もう1冊は申請者にて保管しておくこと（作成の流れは、P.28【4-2 申請の流れ】を参照）。

なお、審査にあたって別途資料の提出を依頼することがある。また、代理・代行申請は受け付けない。必ず申請者自身で申請を行うこと。

※ jGrantsに入力する内容は申請書の内容と必ず一致させること。一致していない場合、不備として申請を受理しない場合がある。

※ 申請書提出後に代表者の変更、事業者住所の変更等があった場合、変更内容についてSIIに報告し、指示に従うこと（SIIへの連絡先は、P.31を参照）。

2-3 審査及び交付の決定について

SIIは補助金交付申請書に記載された事業内容等について、申請者に対しヒアリングを行い、交付要件等の審査を行った後、外部有識者による審査委員会の結果を踏まえ採択者を決定する。

SIIは、交付規程に従って採択された補助事業者に交付決定を通知する。

（SII及び経済産業省からの連絡は、全て実施計画書記載の「担当者連絡先1」に行う。）

※ SIIは審査の際、一般送配電事業者への確認のため、国又はSIIが必要な情報を当該一般送配電事業者に提供を行う場合がある。なお、情報の提供については交付申請書の提出をもって同意したものとする。

※ SIIは必要に応じて、経済産業省に相談の上、審査を行う。その際、SIIにおいて判断が困難な申請があった場合には、申請者に対して経済産業省から個別に連絡やヒアリングが行われる場合がある。

※ 交付決定通知書に記載の金額は、補助事業者に対して実際に交付する補助金の額では無い。

補助事業完了後、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後にSIIが実施する「確定検査」において、交付決定金額を上限として補助金額を確定する。

※ 送付された交付決定通知は、補助事業者自身で保管し、紛失等が無いよう細心の注意を払うこと。

2-4 採択結果の公表について

SIIは、補助金の交付決定後に、採択件数及び採択された事業に関する情報（補助事業者名、補助事業の名称、実施場所〈都道府県、市区町村〉、事業概要等）をSIIホームページで公表する。

なお、交付決定等に関する情報は、gBiz INFOにおいてオープンデータとして原則公表される。

※ 「gBiz INFO」Webサイト：<https://info.gbiz.go.jp/>

2-5 採択事業者への連絡について

SIIは、交付決定日以降の事業実施方法及び実績報告提出方法について、採択された補助事業者に対し別途書類を公開し、指示を行う。

2. 事業の実施

2-6 補助事業の開始について

補助事業者は、SIIから交付決定通知に記載された交付決定日以降に発注・契約を行うこと。

なお、原則として三者見積・競争入札によって、相手先を決定すること。三者見積・競争入札は公募開始から交付決定前の実施も可とする。

また補助対象外部分の工事等に関する発注・契約が発生し、一括で契約する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにすること（補助対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別出来ない場合、補助金が支払われないことがある）。

※ 三者見積・競争入札を行う場合、下記の点に留意すること。

- ・ 見積仕様書（見積図面）を作成し、書面による見積依頼（見積依頼する仕様を明確にすること）を行うこと。
- ・ 三者見積・競争入札は、競争関係が成立する依頼先にて行うこと。
- ・ 見積仕様書において、機種指定・発注先指定等を行わないこと。
- ・ 三者見積を行う場合、見積依頼先の選定の承認に関して、選定理由書を作成すること。
- ・ 競争入札を行う場合、当該補助事業者の規程に基づいて実施すること。

※ 導入する設備の特性等の理由により三者見積・競争入札の実施が出来ない場合、合理的な理由がある場合に限り随意契約を認める場合がある。その場合事前にSIIに相談し指示を仰ぐこと。

2-7 補助事業の計画変更等について

補助事業者は、原則、交付決定を受けた4ヶ月後の月末までに補助対象経費に関連する発注を行うこと。もし交付申請時の事業内容の変更、補助対象経費の配分額の変更又は補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、SIIが軽微と判断するものを除いて、原則、所定の様式を用いて申請し、事前に承認を受けること（SIIの承認を受けずに変更、中止、廃止等を行った場合は、補助金が支払われないことがある）。

なお、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合で、各配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合は、SIIの承認を受ける必要はない。

※ 何らかの理由により補助対象経費が増額となる事態が発生しても、交付決定金額の増額は認められない。

2-8 中間検査

SIIは、事業期間中に中間検査（現地調査を含む）を行う。補助事業者はSIIの指示に従い、対応すること。

2-9 補助事業の完了について

補助事業は、①一般送配電事業者との系統連系に係る契約の締結完了（蓄電システムのみ）に加え、②補助対象設備の設置工事完了、③補助対象設備の試運転完了（検収完了）、④補助対象経費の全額支出完了をもって事業の完了とする。

また、補助事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則、検収翌月までに現金払い（金融機関による振込）で行うこと。クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は認めない。

なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

2. 事業の実施

2-10 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了した場合は、事業完了後、実績報告書をSIIに提出すること（提出日は未定）。

SIIは、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類の審査及び必要に応じて現地調査（確定検査）を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。なお、確定検査を行うにあたり、補助事業者が用意する書類は交付決定後に別途伝えるものとする。

また、自社からの調達がある場合は、利益相当分を排除すること。（詳細はP.13【補足2 利益等排除について】を参照。）

2-11 補助金の支払いについて

補助事業者は、SIIの確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることとする。

※ 登録する口座に口座名・種別・口座番号の誤りや、登録時・着金時の間に口座を変更し、事業者事由により補助金の振り込みができなかった場合、補助金の支払いを受けられない場合があるので注意すること。

2-12 取得財産等の管理等について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守については、その実施内容、体制等を充分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、補助金の交付の目的に従って効率的、効果的運用を図る必要がある。

また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分制限期間内に取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとする時は、あらかじめSIIの承認を受ける必要がある。

※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう。

※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に準ずる。

2-13 補助対象設備の活用及び報告について

補助事業者（補助対象設備の使用者が異なる場合は当該使用者）は、補助事業により設置した補助対象設備に関して、補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的）に基づき各種市場等を通じて調整力等の供出等効率的、効果的に活用しなければならない。

なお各種市場等を通じて調整力等の供出等を開始した日（水電解装置は設備の運用開始した日）から3年間（3年目は最終日の属する年度末まで）、補助対象設備の運用データ及びSIIが別途指示する活用状況報告書を作成し国又はSIIに提出しなければならない。報告内容（フォーマット）・報告時期等については別途連絡を行うものとする。また補助対象設備の取引データ等の提出に関して、最大限協力を行うこと。

2. 事業の実施

2-14 罰則・加算金等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件などに違反する行為がなされた場合は、下記の措置が講じられる場合があることに留意すること。

- 交付決定の取消し、補助金の返還及び加算金や延滞金の納付。
- 補助金適正化法第29条から第33条までの規定による罰則。
- SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ること。
- 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

2-15 暴力団排除について

(1) 暴力団排除に関する下記①～④に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはならない。

(2) 補助事業者は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記①～④のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものとする。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し受けない。

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(3) 遵守事項に違反した場合は交付決定の取消しなどの措置が執られることになる。

(4) 補助事業者の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出すること。

3. 审查

3. 審査

3-1 審査方法

SIIは交付申請書を受領後、【3-2 審査項目】に記載された審査を実施する。不明点の解消等のため必要に応じてヒアリング等を行う場合があるが、申請者は最大限協力を行うこと。

交付要件等の審査を行った後、外部有識者による審査委員会の採点結果を踏まえ、採択者を決定する。
また、蓄電システムと水電解装置の採点審査はそれぞれ別々に実施し、評価する

3-2 審査項目

1) 要件審査

「要件審査」において以下の項目を確認し、ひとつでも要件を満たさない場合は不採択となる。

- ・ 補助事業者及び補助事業の内容が「系統用蓄電システム・水電解装置導入支援事業 要件審査項目表」に記載する要件を満たしていること。
- ・ 申請者が事業を行うための事業基盤（直近3期分の財務状況を勘案）を有していること。

系統用蓄電システム・水電解装置導入支援事業
要件審査項目表

審査項目	小項目	評価基準
1. 補助事業	(1) 補助事業の要件	公募要領等の要件に該当する事業内容であること
2. 補助事業者	(2) 補助事業者の要件	公募要領等の要件に該当する申請者であること
3. 補助対象設備	(3) 補助対象設備の要件	補助対象設備の仕様が公募要領等の要件を満たしていること
4. 補助対象経費	(4) 価格の妥当性	補助対象経費の価格が妥当であること
	(5) 資金計画	補助対象経費について、資金調達計画に無理がないこと
5. 補助事業計画	(6) 公衆安全の確保	消防法等の適用各種法令等に準拠した計画・設備導入や、保安体制・事故検知設備の設置に加え、事故発生時の対応・体制の構築がされること
	(7) セキュリティ対策	各種ガイドライン等に基づいた適切かつ十分なセキュリティ対策等が取られる見込みであること
	(8) 事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項	系統連系協議の見通し等、事業実施の前提となる事項、及び地元調整や許認可等について対策が取られる見込みであること
	(9) 設備の保守管理計画	定期的に適切な保守管理を行うとともに、異常発生時にも迅速に対応・復旧できる体制が確保できる見込みであること
	(10) 事業実施体制	各担当の役割が明確かつ適切であること
	(11) スケジュール	事業スケジュールは物理的に無理がなく、補助事業期間内に終了する見込みであること

※ 採択しない事例

- ・ 補助事業実施場所における地元調整や許認可の取得がされていない又は見込みが示されていない場合。
- ・ 設備導入のための資金計画に妥当性が認められない場合。
- ・ 事業に必要な機器・システム類の仕様が定まっていない場合。（例：基本設計や容量計算がされていない等）
- ・ 一般送配電事業者との個別協議の進捗及び協議内容に問題があると見込まれる場合。
- ・ セキュリティ対策等が適切かつ十分であると認められない場合。
- ・ その他事業計画に不明確や不確定な要素が盛り込まれている場合。

2) 採点審査

「採点審査」は、設備毎の下記審査項目に基づき、総合的に審査を行う。

系統用蓄電システム・水電解装置導入支援事業
蓄電システム 採点審査項目

審査項目		評価基準
1 導入計画 評点	1-①. 系統連系協議の進捗	当該地域の一般送配電事業者との系統連系協議の進捗についての評価
	1-②. 工期等スケジュールの妥当性	法的手続、事務処理期間、機器納期、工事物量、経理処理期間等、裏付けとなる証憑の有無及びスケジュールの合理性についての評価
2 活用計画 評点	2-①. 活用電力（※1）率（※2）	活用電力率が高いものを、より評価
	2-②. 活用電力量（※3）率（※4）	活用電力量率が高いものを、より評価
3 事業性等 評点	3-①. ビジネスモデルの構造	<p>補助事業の目的に沿った電力取引市場等への供出等を行うビジネスモデルの構造について、以下の項目等を考慮し評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容量市場、需給調整市場、卸電力市場等を通じ、再エネ導入拡大に資する電力価値を提供する、合理的なビジネスモデルとなっているか。 ・将来的にも再エネ導入を支えるべく、ビジネスモデルの収支構造が、根拠のある数値等をベースとしており、将来にわたってビジネスを継続できる内容となっているか。 <p>※試験的に取り組む事業者も想定されることから、収支の良し悪しを評価するのではなく、その試算の根拠が明確になっていて、合理的な内容になっているかどうかを評価。</p>
	3-②. ビジネスモデルの実現性	<p>補助事業の目的に沿った電力取引市場等への供出等を行うビジネスモデルについて、以下の項目等を考慮し評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場取引等に経験を持つ事業者である等、実際に実行する体制が適切か。 ・2-②活用電力量率は適切か。 <p>※過去に類似事業で経験を積んでいるアグリゲーター等がオペレーターを担う等。</p>
4 その他	4-①. 廃棄物処理法上の広域認定取得	採用予定の蓄電システムの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物処理法上の広域認定において蓄電池関連製品での認定を取得しているか。
	4-②. レジリエンス	<p>(a) 蓄電システムの早期復旧や原因説明が可能な体制が整えられているか。</p> <p>(b) 蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品（電池セル等）を迅速に供給できる拠点が整えられているか。</p>

- ※ 1 補助対象設備からの電力(kW)のうち、補助事業の目的に沿った電力取引市場等への供出を予定している電力(kW)
- ※ 2 【活用電力率 (%) = (a / b) × 100】
 - a (活用電力 (kW))
 - b (補助対象設備の、電力系統側の定格出力 (kW))
- ※ 3 補助対象設備からの想定可能な放電電力量(kWh)の総量から、再エネ普及拡大に資すると説明できない用途 (デマンド抑制、BCP対応 等) への放電電力量を減じた電力量(kWh)
- ※ 4 【活用電力量率 (%) = (c / (d × 24 (時間) × 365 (日) / 2)) × 100】
 - c (1年間の活用電力量 (kWh/年))
 - d (補助対象設備の、電力系統側の定格出力 (kW))

系統用蓄電システム・水電解装置導入支援事業
水電解装置 採点審査項目

審査項目		評価基準
1 導入計画 評点	1-①. 工期等スケジュールの妥当性	法的手続、事務処理期間、機器納期、工事物量、経理処理期間等、裏付けとなる証憑の有無及びスケジュールの合理性についての評価
2 活用計画 評点	2-①. 活用電力（※5）率（※6）	活用電力率が高いものを、より評価
	2-②. 活用電力量（※7）率（※8）	活用電力量率が高いものを、より評価
3 事業性等 評点	3-①. ビジネスモデルの構造	<p>補助事業の目的に沿った電力取引市場等への供出等を行うビジネスモデルの構造について、以下の項目等を考慮し評価。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容量市場、需給調整市場、卸電力市場等を通じ、再エネ導入拡大に資する電力価値を提供するとともに、製造した水素を効果的に活用できる、合理的なビジネスモデルとなっているか。 ・将来的にも再エネ導入を支えるべく、ビジネスモデルの収支構造が、根拠のある数値等をベースとしており、将来にわたってビジネスを継続できる内容となっているか。 <p>※試験的に取り組む事業者も想定されることから、収支の良し悪しを評価するのではなく、その試算の根拠が明確になっていて、合理的な内容になっているかどうかを評価。</p>
	3-②. ビジネスモデルの実現性	<p>補助事業の目的に沿った電力取引市場等への供出や水素製造・供給等を行うビジネスモデルについて、以下の項目等を考慮し評価。。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場取引等に経験を持つ事業者である等、実際に実行する体制が適切か。 ・2-②活用電力量率は適切か。 <p>※過去に類似事業で経験を積んでいるアグリゲーターや水素供給事業者等がオペレーターを担う等。</p>

3. 審査

- ※ 5 補助対象設備からの電力(kW)のうち、補助事業の目的に沿った電力取引市場等への供出を予定している電力(kW)
- ※ 6 【活用電力率 (%) = (g / h) × 100】
 - g (活用電力 (kW))
 - h (補助対象設備の定格入力 (kW))
- ※ 7 水素製造のために、補助対象設備に入力される電力量(kWh)
- ※ 8 【活用電力量率 (%) = (i / (j × 24 (時間) × 365 (日))) × 100】
 - i (1年間の活用電力量 (kWh/年))
 - j (補助対象設備の定格入力 (kW))

4.申請方法

4. 申請方法

4-1 提出期限

申請書類（Excel書式等）の電子データをjGrantsに添付して申請を行い、かつ申請書類を印刷した後、ファイリングした申請書類一式（P.29【4-3 提出書類一覧】を参照。）を以下の受付期間中に到着するよう郵送すること。なお申請書類は原則返却しない為、必ず副本を手元に控えておくこと。

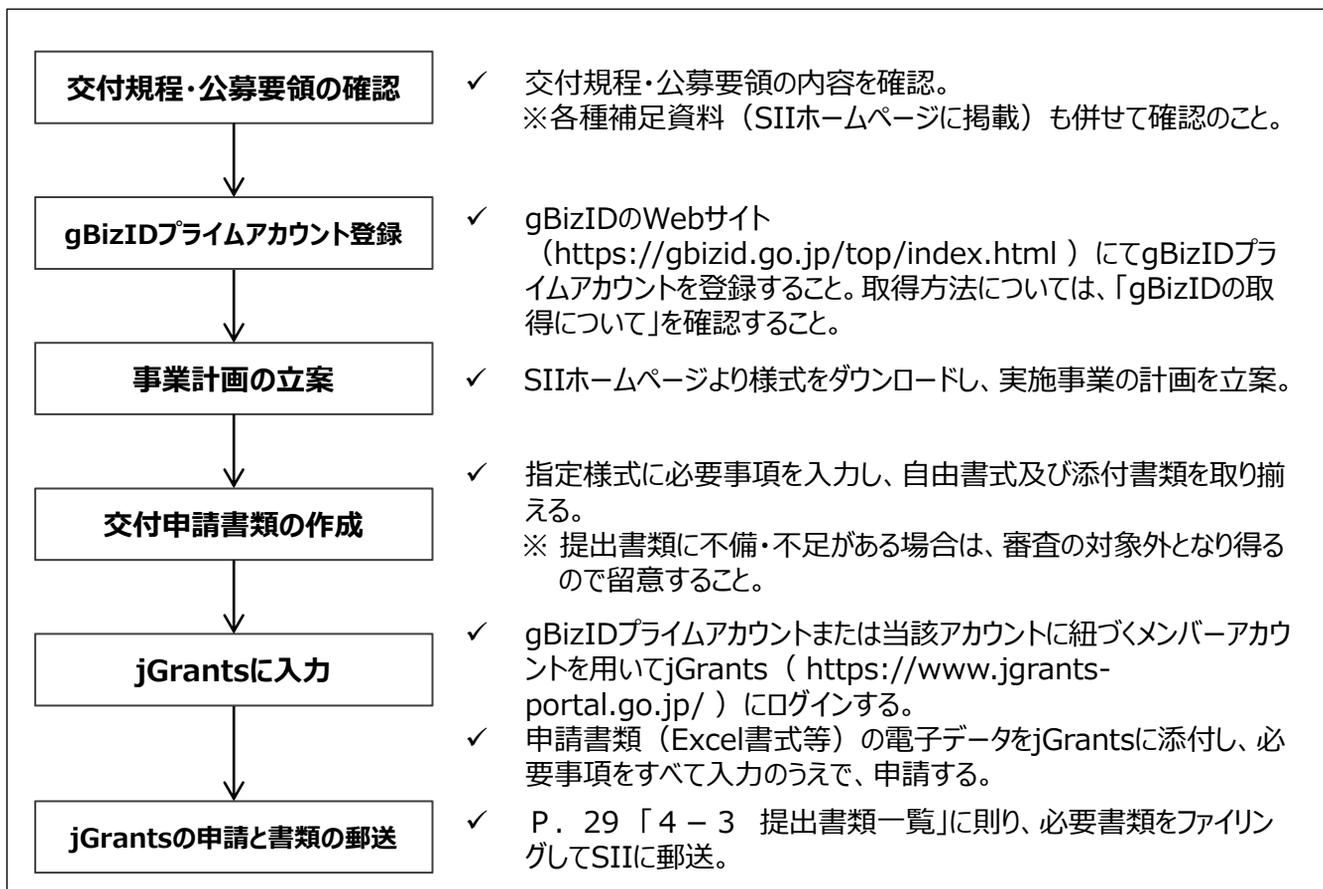
《受付期間》

- ・1次締切：2023年2月27日（月） 12：00 必着
- ・2次締切：未定
- ・3次締切：未定

- ※ jGrantsでの申請と、申請書類の郵送のいずれかが欠けている場合、原則申請は受け付けない。
- ※ 申請書類は、配送事故に備え、配送状況が確認できる手段で郵送すること（持ち込みは不可）。
- ※ 郵送宛先には当団体の略称「SII」は使用しないこと。
- ※ 申請書類は原則返却をしないが、誤って送付された証憑等、返却が必要な場合は着払いにて申請者に返却する。

4-2 申請の流れ

交付申請書類は、申請書類（Excel書式）及び自由書式を使って作成する。
jGrantsへの申請書類（Excel書式等）の添付、及び必要事項の入力も必ず行うこと。
申請の流れは以下手順を参照のこと。



4-3 提出書類一覧

「系統用蓄電システム・水電解装置導入支援事業」交付申請書提出書類

○：提出必須 △：必要な場合のみ

書類区分	No	様式	提出	書類名
交付申請書	1	有	○	補助金交付申請書（様式第1）
				補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（別紙1）
				役員名簿（別紙2）
				実施体制図（別紙3）
実施計画書	2-1	有	○	実施概要書(ppt別紙あり)
	2-2	有	○	導入事業経費の配分
	2-3	自由	○	見積書
	2-4	有	○	補助事業に要する経費及びその調達方法
	2-5	自由	△	金融機関から確実に融資されていることが判る書類
	2-6	有	○	補助対象設備の機器リスト
	2-7	自由	○	仕様書等詳細資料 ※蓄電システムの場合はP.23採点基準4-①、4-②の判断ができる書類も添付すること ※4-②については以下を示すこと (a)採用予定の蓄電システムメーカーが国内にサービス拠点を有していること (b)採用予定の蓄電システムに搭載される蓄電池セルおよびPCSの製造ラインが国内にあること
	2-8	自由	○	機器配置図
	2-9	自由	○	単線結線図
	2-10	自由	○	電力会社との系統連系申し込み状況を証明する書類
	2-11	有	○	事業実施体制
	2-12	有	○	事業実施予定スケジュール
	2-13	自由	○	工事に係る工程表（裏付けとなる証憑等あれば添付）
添付資料	3	自由	○	会社・団体概要
添付資料	4	自由	○	財務諸表（貸借対照表 及び 損益計算書）の写し
添付資料	5	自由	○	設置場所（建物又は土地）の登記簿謄本（全部事項証明書）の写し
添付資料	6	自由	△	主たる出資者等による補助事業の履行に係る確約書
添付資料	7	自由	△	リース契約書及びリース計算書の写し
添付資料	8	自由	△	利用許可書、賃貸借契約書等の写し（土地や建物の所有権者が異なる場合の利用証明）
添付資料	9	自由	△	予定している蓄電池モジュールメーカーによる事故の原因と対策を示した資料 ※過去に「発煙・発火」に類する事故を起こした蓄電池モジュールを組み込んだ蓄電システムの導入を予定している場合のみ
添付資料	10	自由	△	予定している水電解装置メーカーによる事故原因の検証、対策を講じたことが分かる資料 ※過去に水電解装置でC級事故相当以上の事故を起こしたことがある水電解装置メーカーの採用を予定している場合のみ
添付資料	11	自由	○	補助事業実施場所における地元調整等の状況説明

4-4 提出先

＜書類提出先＞

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル5階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
事業第3部令和4年度補正 系統用蓄電システム・水電解装置導入支援事業費補助金
交付申請書在中

※ 郵送時は、必ず赤字で「令和4年度補正系統用蓄電システム・水電解装置導入支援事業費補助金 交付申請書在中」と記入のこと。

＜お問い合わせ先＞

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
事業第3部

系統用蓄電システム・水電解装置導入支援事業費補助金担当

TEL : 03-6260-6951

MAIL : k_ess_info@sii.or.jpHP : <https://sii.or.jp/chikudenchi04r/>

受付時間は平日10:00～12:00、13:00～17:00

※通話料がかかりますので、ご注意ください。

gBiz IDに関するお問い合わせ

HP : <https://gbiz-id.go.jp/top/>

jGrantsのシステム仕様に関するお問い合わせ

※補助金の申請内容に関する問い合わせは上記SIIまでご連絡ください。

HP : <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

5. 交付規程（抜粋）

再生可能エネルギー導入拡大に資する分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金交付規程

制 定 2023年1月26日
S I I - B V A 2 2 2 - 0 0 - 0 0 0 0 1 - R

（目的）

第1条 この規程は、再生可能エネルギー導入拡大に資する分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金交付要綱（20221114財第3号。以下「交付要綱」という。）第24条第1項の規定に基づき、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）及び大日本印刷株式会社により構成される令和4年度補正DER導入支援事業共同事業体（以下「本事業体」という。）が行う再生可能エネルギー導入拡大に資する分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。なお、本事業体の代表者は、本事業体の代表幹事であるS I Iとする。

（適用範囲）

第2条 本事業体が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱並びにその他の法令に定めるところによるほか、この規程に定めるところによる。

（定義）

第3条 この規程における用語の定義は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 「再生可能エネルギー導入拡大に資する分散型エネルギーリソース導入支援事業」（以下「DER導入支援事業」という。）は、電力需給ひっ迫等に活用可能な家庭・業務産業用蓄電システム導入支援事業（以下「DR対応蓄電池事業」という。）、系統用蓄電システム・水電解装置導入支援事業（以下「系統用蓄電池・水電解装置事業」という。）、電力需給ひっ迫等に対応するディマンドレスポンスの拡大に向けたIOT化推進事業（以下「DR対応IOT化事業」という。）から成り立つ事業をいう。
- 「ディマンドレスポンス」（以下「DR」という。）とは、DER導入支援事業においては需側エネルギーリソースの保有者もしくは第三者が、そのエネルギーリソースを制御することで、電力需要パターンを変化させることをいう。
- 「系統用蓄電池」とは、DER導入支援事業においては電力系統に直接接続する設備であり、各種電力市場での取引等（例えば電力系統内に余剰電力の発生が見込まれる際は充電し、電力が不足する際は放電する、または電力系統への調整力等を供給する等）を通じ、再エネの有効活用や普及拡大、電力バランスの改善に寄与する蓄電システムのことをいう。
- 「水電解装置」とは、DER導入支援事業においては電力系統内に余剰電力の発生が見込まれる際に当該余剰電力の水素製造への活用や、水電解装置の出力調整によるDRを通じて各種電力市場に調整力等を供出すること等で、再エネの有効活用や普及拡大、電力バランスの改善に寄与する水電解装置のことをいう。
- 「IOT」とは、DER導入支援事業においては高圧需要機器等のDR対応に必要な通信機器・センサー等のことをいう。

（交付の対象）

第4条 本事業体は、DER導入支援事業（以下「補助事業」という。）を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として本事業体が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分は、別表のとおりとする。

（補助率）

第5条 補助対象経費に係る補助率は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書に本事業体が定める書類を添付して、本事業体が別に定める時期までに提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（電子申請等）

第7条 申請者及び補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付申請、第10条の規定に基づく交付申請取下げ届出、第13条の規定に基づく中止（廃止）承認申請、第14条第1項の規定に基づく計画変更承認申請、第16条の規定に基づく事故報告、第17条の規定に基づく実施状況報告、第18条の規定に基づく承認承認申請、第19条第1項の規定に基づく実績報告、第20条第5項の規定に基づく返還報告（確定に係るもの）、第21条第2項の規定に基づく精算（概算）払請求、第25条第6項の規定に基づく返還報告（取消しに係るもの）、第28条第2項の規定に基づく取得財産等管理明細表、第29条第3項の規定に基づく財産処分承認申請については、原則、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行わなければならない。

2 本事業体は、第8条第1項の規定に基づく交付決定通知、第14条第2項の規定に基づく計画変更承認通知、第16条の規定に基づく事故報告に対する指示、第17条の規定に基づく状況の報告に対する要求、第18条の規定に基づく承認承認通知、第20条第1項の規定に基づく補助金の額の確定通知、同条第4項の規定に基づく補助金の返還通知、第25条第3項の規定に基づく交付申請の取消し若しくは変更の通知、同条第4項の規定に基づく返還通知、第29条第3項の規定に基づく財産処分承認について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。

（交付の決定）

第8条 本事業体は、第6条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

この場合において、本事業体は、適正な交付を行う必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

2 本事業体は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

3 本事業体は、補助金の交付が適当でないとき認めるときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 本事業体は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 補助事業者は、法令、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- 補助事業者は、第10条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、本事業体に報告すべきこと。
- 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、賃貸その他の契約をする場合は、第12条に従うべきこと。
- 補助事業者は、第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ本事業体の承認を受けるべきこと。
- 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができなかつ見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第16条の規定に基づき速やかに本事業体に報告し、その指示を受けるべきこと。
- 補助事業者は、本事業体が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、本事業体の指示に従うべきこと。
- 補助事業者は、本事業体が第20条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、本事業体が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第20条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- 補助事業者は、本事業体が第25条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- 補助事業者は、本事業体が第25条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、本事業体が指定する期日までに返還するとともに、第25条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第25条第6項において準用する第20条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- 補助事業者は、本事業体が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにするとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、廃棄、又は担保等に供することを含む。）しようとするときは、あらかじめ本事業体の承認を受けるべきこと。
- 補助事業者は、第28条第3項及び第29条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、本事業体の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- 補助事業者は、補助事業終了後、本事業体の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

- (14) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、補助金の交付対象とはせず、補助事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。
- (15) 補助事業者が、地方公共団体又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人であり、当該補助事業等の実施に当たり、公共工事の品質確保の促進に関する法律第2条に規定する公共工事が発注される場合には、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保するよう留意すること。

（申請の取下げ）

第10条 第8条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第3による交付申請取下げ届出書を本事業体に提出しなければならない。

（補助事業の経理等）

第11条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間、本事業体の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（契約等）

第12条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託（請負その他の委託の形式を問わない。以下同じ。）し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、本事業体に届け出なければならない。

3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、本事業体の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 本事業体は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は本事業体から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（中止又は廃止の承認）

第13条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業の全部を中止又は廃止しようとする場合、あらかじめ様式第4による中止（廃止）承認申請書を本事業体に提出し、その承認を受けなければならない。

（計画変更の承認等）

第14条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を本事業体に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より率利的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。
 - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
 - (2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。
 - (3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
 - (4) 補助事業の一部を中止又は廃止しようとするとき。
- 2 本事業体は、前項に基づく計画変更承認申請書を受領したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 本事業体は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（債権譲渡の禁止）

第15条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を本事業体の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 本事業体が第20条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が本事業体に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、本事業体は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が本事業体に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 本事業体は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 本事業体は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことができ、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、本事業体が行う弁済の効力は、本事業体が支出の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）

第16条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、速やかに様式第6による事故報告書を本事業体に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況の報告）

第17条 補助事業者は、本事業体が特に必要と認めて要求したときは、様式第7による実施状況報告書を本事業体が要求する期日までに提出しなければならない。

（補助事業の承継）

第18条 本事業体は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第8による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

（実績の報告）

第19条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第14条第1項第4号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下この条において同じ。）は、完了の日から起算して30日以内又は本事業体が定めた日のいずれか早い日までに、様式第9による実績報告書を本事業体に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第1項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ本事業体の承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなる場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第20条 本事業体は、第19条第1項の実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第14条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

- 3 本事業体は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
- 4 本事業体は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 延滞金に関する事項
 - (3) 納期日
- 5 本事業体は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10による返還報告書（確定に係るもの）にて報告させるものとする。
- 6 本事業体は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

7 本事業体は、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、第1項に基づく現地調査等のほか、補助事業者の事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

（補助金の支払）

第21条 本事業体は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後には補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による精算（概算）払請求書を本事業体に提出しなければならない。

（手続代行者）

第22条 DR対応蓄電池事業における事業者は、本事業体が別途指定する手続き及び本事業体からの事業者に対する通知及び連絡等を受けることを、本事業体が別に定める条件を満たす者（以下「申請代行者」という。）に対し委任することができる。

2 申請代行者は、委任された手続きを、誠意をもって実施するものとし、又当該手続代行者を通じて申請者に関して知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

3 申請代行者は、当該手続代行者にあつて申請者もしくは本事業体から提供され、又は知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うものとする。

4 本事業体は、申請代行者が第1項に規定する手続きを、虚偽その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、次に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 本事業体が発注する全ての補助事業について、一定期間の交付及び手続代行者の停止を命ずること。
- (2) 当該申請代行者の名称及び不正の内容を公表すること。

5 本事業体は、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があるときは申請代行者に対し、協力を求めることができるものとし、申請代行者は本事業体からの協力依頼に対して必ず協力しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第23条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第12による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を本事業体に報告しなければならない。

2 本事業体は、前項の報告書の提出があつた場合には、期限を付して、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 第20条第4項から第6項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（海外付加価値税還付）

第24条 補助事業者は、補助事業完了後に、海外付加価値税が確定した場合には、別添様式による海外付加価値税還付報告書を本事業体に報告しなければならない。

2 本事業体は、前項の報告書の提出があつた場合には、期限を付して、当該海外付加価値税の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 第20条第4項から第6項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）

第25条 本事業体は、第14条第1項第4号の規定による申請があつた場合、若しくは第13条の補助事業の全部の中止又は廃止の申請があつた場合、又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第8条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく本事業体の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (5) 補助事業者が、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

2 前項の規定は、第20条に規定する補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 本事業体は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 本事業体は、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 本事業体は、前項の返還を請求する場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

6 第20条第4項から第6項までの規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第20条第5項中「様式第10による返還報告書（確定に係るもの）」とあるのは、「様式第13による返還報告書（取消しに係るもの）」と読み替えるものとする。

（加算金の計算）

第26条 本事業体は、補助金の支払を2回以上に分けて受けている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したもとして年利10.95パーセントの割合で計算した当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

2 本事業体は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第27条 本事業体は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

（取得財産等の管理等）

第28条 補助事業者は、取得財産等（補助対象経費により取得、又は効用の増加した財産）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第14による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第15による取得財産等管理明細表を第19条第1項に定める実績報告書に添付して提出するものとする。

3 本事業体は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を本事業体に納付させることができるものとする。

（取得財産等の処分の制限）

第29条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第16による財産処分承認申請書を本事業体に提出して承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（暴力団排除に関する誓約）

第30条 申請者は、別紙 暴力団排除に関する誓約事項の記に記載されている事項について補助金交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす。

（情報管理及び秘密保持）

第31条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、秘密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

（その他必要な事項）

第32条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、本事業体が別に定める。

別表

補助対象経費の区分

補助事業名	区分	内容	補助率
DER 導入支 援事業	設備費	補助事業の実施に必要な機 械装置等の購入、製造等に 要する経費	1/3以内
	工事費	補助事業の実施に必要な機 械装置等の工事、据付に要 する経費	
	設計費	補助事業の実施に必要な機 械装置等の設計に要する経 費	1/2以内 1/3以内 2/3以内
系統用蓄電池・水 電解装置事業	設備費	補助事業の実施に必要な機 械装置等の購入、製造等に 要する経費	
	工事費	補助事業の実施に必要な機 械装置等の工事、据付に要 する経費	
	設計費	補助事業の実施に必要な機 械装置等の設計に要する経 費	1/2以内
DR対応IoT化 事業	設備費	補助事業の実施に必要な機 械装置等の購入、製造等に 要する経費	
	工事費	補助事業の実施に必要な機 械装置等の工事、据付に要 する経費	
	設計費	補助事業の実施に必要な機 械装置等の設計に要する経 費	1/2以内

※消費税及び地方消費税は補助対象外

6. 個人情報の取扱いについて

【個人情報の取扱いについて】

（１）個人情報の取得について

SIIは本事業の実施のため、以下「（２）」に記載する情報を取得します。これらの取得した情報を、「（３）」に記載する利用目的で利用し、「（５）」に記載する範囲・目的で提供することに、申請者は同意するものとします。

- SIIの個人情報保護方針は以下をご確認ください。

<https://sii.or.jp/privacy/>

（２）取得する情報

SIIは以下を含む情報を取得します。

- ① 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、口座情報等の補助事業者情報
- ② 補助対象設備の活用状況に関する運用データ等
- ③ その他、本事業に必要な情報

なお、申請者等が、SIIに提供する上記の情報に、申請者等が自ら取得した個人情報が含まれる場合、SIIへの提供およびSIIから国等への提供に対して適切な同意を取得するものとします。

（３）利用目的

SIIは「（２）」で取得した情報を以下の目的で利用します。

- ① 本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握等
- ② 補助対象設備の活用状況・導入効果の把握等
- ③ SIIの各種情報案内、アンケート・調査等の実施
- ④ その他、本事業の運営に必要な業務

（４）第三者への提供について

SIIは「（２）」で取得した情報を、以下の場合および「（５）」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行いません。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、ご本人に同意いただいたものに限ります。

- ① 法令により提供を求められた場合
- ② 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ③ 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（５）本事業における提供先及び提供情報について

本事業では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに※¹提供します。各提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行います。

提供先※ ²	利用目的	提供情報	提供方法	備考
国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の申請状況・効果分析 ・ その他、再エネ導入拡大に資する調査・研究、各種制度設計の検討等 	(2) ①②③	メール、Webストレージ等	
一般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定事業者名（法人のみ）、交付決定金額の確認 	事業者名(法人のみ)、交付決定金額 等	SII HPへの掲載	

※¹ 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1:1で紐づく情報は個人情報として扱う

※² 「（９）」に示す外部委託先は提供先として扱わない

(6) 匿名加工情報の提供について

本事業では、SIIのホームページ等で補助対象設備の活用状況・導入効果等の公開を目的として、「(2)」で取得した情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行ったうえで、外部へ提供する場合があります。提供時には、利用目的を明示し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得します。SIIの匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下をご確認下さい。
https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html

(7) 個人情報提供の任意性

個人情報が提供されない場合、利用目的を遂行できないことがあります。

(8) 共同利用

取得した「(2)」の情報は、「(3)」の利用目的で、本事業体を構成するDNPと共同利用します。

●DNPの個人情報保護方針は以下をご確認ください。

<https://www.dnp.co.jp/privacy/>

(9) 外部委託

SIIは「(2)」で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがあります。委託会社等に対しては、適切な管理および保護を行います。

(10) 開示請求等について

SIIは、保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応いたします。手続きは下記の相談窓口までご連絡ください。ご請求内容を確認のうえ、対応いたします。

<相談窓口>**●SII**

個人情報取扱管理担当

p-support@sii.or.jp

————— 公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡 —————

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業第3部
系統用蓄電池・水電解装置導入支援事業費補助金

TEL : 03-6260-6951

MAIL : k_ess_info@sii.or.jp

<https://sii.or.jp/chikudenchi04r/>

受付時間は平日の10:00~12:00、13:00~17:00です。
通話料がかかりますのでご注意ください。